

平成15年6月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字宮野河内字鶴重 819 の 1、834、834 の 1、838 の 3、840 の 2、840 の 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鶴重 834、834 の 1、838 の 3、840 の 2、840 の 3
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 676 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 15 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県本渡市本町大字本字根松 4794 の 1、4799 の 4、4799 の 7、字トジ山 4857 の 1、4857 の 2、4863 の 7、4865 の 1、4865 の 3、4868 の 4、4869 の 1 から 4869 の 3 まで、4869 の 6、4869 の 11 から 4869 の 13 まで、4869 の 16、4873 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字トジ山 4857 の 1、4857 の 2、4863 の 7、4865 の 1、4865 の 3、4868 の 4、4869 の 1 から 4869 の 3 まで、4869 の 6、4869 の 11 から 4869 の 13 まで、4869 の 16、4873 の 1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 677 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 15 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町大宮地字割石 4862 の 1、字荒ノ平 4863 の 1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字割石 4862 の 1・字荒ノ平 4863 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町大多尾字前田 3694、3695 の 3、3696 の 1、3708 の 1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字前田 3694、3695 の 3、3696 の 1（次の図に示す部分に限る。）、3708 の 1
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。